

令和8年9月1日

指定自立支援医療機関

(育成医療・更生医療) 御中

那覇市福祉部障がい福祉課長

(公印省略)

指定自立支援医療機関(更生医療・育成医療)自己点検表の提出について(依頼)

平素より本市の福祉行政の推進にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本市では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づき、自立支援医療の質の確保及び給付の適正化を図るため、全ての指定自立支援医療機関(更生医療・育成医療)を対象に、自立支援医療の実施状況について書面による自己点検を実施していただいております。

つきましては、別紙の「指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)自己点検表」により自己点検を実施していただき、点検結果について下記のとおりご提出いただきますようお願い申し上げます。

また、本市ホームページに掲載している指定状況をご確認いただき、登録内容に変更が生じた場合は速やかに変更届出をご提出いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 提出期限 令和8年10月30日(金)必着
- 2 提出書類 別紙「指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)自己点検表」
- 3 提出方法 原本を郵送または直接提出
- 4 提出先 〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市役所 福祉部 障がい福祉課 給付1グループ(3階36番窓口)
- 5 備考 (1) ご提出いただきました内容について、確認のため連絡及び必要に応じて実地検査等を行う場合もありますのでご了承ください。
(2) 自己点検表は2年度ごとに提出していただきます。

お問い合わせ

那覇市役所 福祉部

障がい福祉課 給付1グループ

TEL: 098-862-3275

FAX: 098-862-0621

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の申請及び届出を行う際の留意事項

1 指定申請

指定については、7月・10月・12月・3月の初日に行っております。指定を受けたい日の前々月の初日までに申請書を提出してください。

また、免許証等の写しはA4に縮小コピーしてください。

2 変更届

名称、所在地、主として担当する医師または歯科医師、管理薬剤師及び開設者等その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第61条に定める変更を行うべき事項に変更が生じた場合は、速やかに変更届出書を提出してください。

変更後、6ヶ月を過ぎての届出の場合、遅延理由書の添付が必要ですのでご注意ください。

3 更新申請

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条の規定に基づき、指定自立支援医療機関の指定については、6年毎にその更新を受けなければ効力が失われる事となっていますので、更新期限の3カ月前から1カ月前までの間（例：更新期限が令和8年11月30日の場合は、令和8年8月31日から10月31日まで）に更新申請書を提出してください。

4 辞退届

指定を辞退する場合には、辞退年月日の1カ月前までに辞退届出書を提出してください。

申請書等の様式及び更新期限については、那覇市福祉部障がい福祉課のホームページに掲載しております。